



中期ビジョン2025

2025-2029年度



社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

目次

1	社会の状況	1
2	策定にあたって	5
3	ビジョンの構成	7
4	中期ビジョン2025 全体図	9
5	推進目標と推進項目	12
	Ⅰ 地域福祉の基盤強化	12
	Ⅱ 生活支援・権利擁護機能の強化	18
	Ⅲ 福祉サービスの質の向上に向けた人材確保と育成	24
	Ⅳ 社会福祉法人や福祉施設等への支援の強化	30
	Ⅴ 災害対応の強化	34
	Ⅵ 事業展開に向けた組織基盤の強化	38

1 社会の状況

1 社会情勢の変化

日本の人口は、総務省の人口推計によると2008年をピークに総人口が減少に転じており、若年層の非婚化・晩婚化により少子化はさらに進行しています。また、2024年9月時点の総人口に占める65歳以上人口の割合は、過去最高の29.3%となっています。

埼玉県はこれまで人口増加が続いていましたが、2021年に初めて人口が減少しました。団塊の世代全てが後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる2040年に向け、現役世代人口が減少する一方で、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加することが見込まれています。

また、第7期埼玉県地域福祉支援計画によると、近年は単独世帯が増加しており、1970年には8万世帯でしたが、2020年には107万世帯と約13倍に増加し、全世帯に占める割合も34%となっています。高齢夫婦世帯や高齢者単独の世帯も増加しており、2020年には全世帯の22%を占めています。

2 地域共生社会の実現

地域においては、社会構造の変化や価値観の変容等もあり、つながりが希薄化し、支え合いの機能が低下しています。社会的孤立や虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等の課題が複雑化・複合化しており、これまでの制度や枠組みでは対応や解決が難しくなっています。孤独・孤立の状況にある高齢者、こどもや若者、子育て世代、就職氷河期世代等あらゆる世代へのアプローチが求められています。

このため、国では、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

また、2020年の社会福祉法改正では、各市町村における包括的な支援体制の構築として重層的支援体制整備事業が規定され、既存の制度施策の分野を超えた「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の取組が進められています。

一方、コロナ禍では、これまで地域福祉を支えてきたボランティア団体や地域活動団体が、休止や自粛を余儀なくされ、活動者の減少等、大きな影響がありました。

さらには、高齢者の就労人口が増加する社会情勢の中で、民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉活動の担い手を確保することが非常に困難となってきています。

地域福祉活動の新たな担い手確保に向けては、民間企業やNPO等との連携・協働も重要となっています。

3 生活困窮者支援

1990年代のバブル経済の崩壊以降、長らく景気低迷が続きました。加えて2008年のリーマンショックにより、安定した雇用の揺らぎや所得の低下によって、経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。また、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しました。

こうした中、既存の制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、包括的な支援を行うことで自立を促進することを目的に、2015年から生活困窮者自立制度が始まりました。

この制度は、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を目標としています。これまで地域福祉の中核を担い、相談支援事業やネットワークを活用した地域づくりに取り組んできた社会福祉協議会（以下「社協」という。）には、これらを推進する役割があります。

2020年には新型コロナウイルス感染症の感染拡大により休職や離職を余儀なくされたことで、減収した世帯が急増し、生活困窮が拡大しました。このような状況の中、全国の社協では2020年3月から生活福祉資金特例貸付（以下「コロナ特例貸付」という。）を実施し、迅速に生活資金を届けることで生活を支える役割を果たしてきました。今後は、コロナ禍で顕在化した生活困窮者の生活再建や、経済的自立に向けた支援体制の強化が必要となってきました。

また、こどもの貧困も大きな課題となっています。こども食堂や学習支援教室等、様々なこどもの居場所づくりが推進されていますが、コロナ禍では会食型のこども食堂の開催が困難であったため、お弁当配布といった食料配布が増え、フードバンクやフードパントリー等が広がりました。コロナ禍以降も食料支援等のセーフティネット構築に取り組む社協も増えています。

昨今では、高齢者の貧困も大きな課題となっています。

4 権利擁護の推進

誰もが権利を侵害されることなく、尊厳をもってその人らしく安心して生活が送れるよう支援をしていくことは、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の基盤となるものです。社会情勢の変化等により、人々が抱える課題も多様になり、権利擁護支援に係るニーズも多様化しています。認知症高齢者の増加や障害者施策の地域移行等に伴い、意思決定支援がより重要になっています。

一方、国においては、成年後見制度の見直しに係る議論が進められており、新たな総合的な権利擁護支援策の構築が求められています。

また、高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢者のみの世帯が増加しています。

昨今、自分自身が納得した最期を迎えるために、自らの老後や死後について備える終活も広がりを見せています。さらに、所得の多寡にかかわらず、死後を含む現状や将来の暮らしに対する不安が顕在化しており、入院・施設等入所時の身元保証や日常生活支援、死後の対応等のサービスの必要性も高まっています。

5 福祉人材の確保・定着支援

全国的に福祉人材の必要数が増加する一方、生産年齢人口の減少が見込まれ、他分野産業との人材確保競争も激しくなっており、求職者は減少傾向にあります。福祉業界は深刻な人材不足となっており、とりわけ介護分野は高齢化による介護ニーズの急増により、人材の確保・定着が喫緊の課題となっています。第7期埼玉県地域福祉支援計画によると、県内の介護職員数は、2013年度から2021度にかけて約7.1万人から約9.9万人に増加しました。しかし、急速な高齢化に伴い、2025年度には11.5万人の介護人材が必要と推計されており、依然として人材不足が見込まれています。

また、介護福祉士・保育士の養成施設の募集定員の減少や大学の福祉系学部の定員割れ、少子高齢化に伴う若者世代の求職者の減少等が顕著となっており、今後、長期的な視点での人材不足も懸念されています。

(株)東京商工リサーチによると、2024年の介護事業者（老人福祉・介護事業）の倒産が、過去最多の172件（前年比40.9%増）に達しました。そのうち、ヘルパー不足や基本報酬のマイナス改定などが影響した訪問介護が過去最多の81件で、次いで、デイサービス、有料老人ホームと続いています。このような厳しい介護事業者の状況を注視していく必要もあります。

6 多発する自然災害への対応

近年、各地で大規模な自然災害が多発し、甚大な被害が出ています。社協では、大規模な災害発生時には災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）の設置や運営等の役割が求められています。また、災害時に助け合える関係づくり、福祉の専門職による災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制整備、市町村社協や社会福祉施設・事業所（以下「施設等」という。）等の災害対応力の向上も重要な課題です。

災害救助法に「福祉」を位置付ける法改正の動きや防災庁を新たに設置する動きがあり、注視していく必要があります。

2 策定にあたって



1 策定の趣旨

埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、中期ビジョン（2020-2024年度）を策定し事業に取り組んできました。期間終了に伴い、社会情勢や地域福祉を取り巻く状況を踏まえて、今後5年間で取り組むべき方向性を定めた「中期ビジョン2025」を策定します。

2 期間

2025年度から2029年度までの5か年計画です。

3 進行管理

達成に向けて具体的な事業や取組方法等は、各年度の事業計画に反映させ、着実な遂行に務めます。各年度末で状況を確認・評価し、必要に応じて3年目に内容の見直しを行います。

4 各種計画等との関係

埼玉県地域福祉支援計画をはじめとした埼玉県の関係諸計画、全国社会福祉協議会の各種計画や指針等との連携を図りながら、計画的に各種取組を推進していきます。

5 SDGs（持続可能な開発目標）への対応

国連で採択されたSDGsは、人類が将来にわたって持続可能な社会を築いていくための万国共通の取組です。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の下、県社協では本ビジョンを推進することで地域共生社会の実現を目指します。

6 策定経過

部長級の会議において、基本的な方針や内容を検討するとともに、職員説明会や部・課内での意見交換会、職員アンケート、職位別のミーティング等を実施し、意見を出し合いました。

2名のアドバイザーから作成にあたっての助言をいただくとともに、理事会と評議員会で説明し、理事・監事・評議員からも様々な角度からご意見をいただき、策定しました。

・職員説明会

令和6年8月28日（水）、29日（木）	趣旨・内容の説明
令和7年2月18日（火）、21日（金）	最終案の説明

・アドバイザー

文京学院大学人間学部人間福祉学科	教授	中島 修 氏
埼玉県福祉部社会福祉課	課長	播磨 高志 氏

3 ビジョンの構成

ビジョンの位置づけ

- 本会の果たすべき役割や取組の方向性を示すもの
- 本県の地域福祉推進の取組を牽引するもの
- 市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）や社会福祉法人、事業所、企業等による様々な活動を強化・支援するとともに、連携・協働化を総合的・効果的に推進するもの

5か年の目標

「埼玉県社会福祉協議会中期ビジョン（2020年度～2024年度）」を継承します。

誰一人として取り残さない 埼玉の地域共生社会の実現

5か年の目標を達成するため、
6本の柱と10本の推進目標に基づき、
推進項目に取り組みます。

柱（6本）

推進目標（10本）

推進項目

組織理念や行動指針に基づいて、目標の達成に向けて取り組みます。

組織理念

私たちは、専門性と公共性を生かしながら
パートナーシップの輪を広げ、
誰もが生きる喜びを感じることができる
社会の実現に挑戦し続けます。



キャッチフレーズ

つながりをチカラに

行動指針

1 使命 mission

私たちは、市町村社協や社会福祉法人等様々な関係機関・関係者と協働し、何のため、誰のためを常に意識して業務に取り組みます。

2 挑戦 challenge

私たちは、常に想像力を働かせて先を読んで行動することで、先駆性かつ創造性のある事業を生み出していきます。また、変化や失敗を恐れず行動します。

3 信頼 trust

私たちは、法令遵守を徹底するとともに、関係者との対話を大事に連携し、信頼関係を丁寧に築いていきます。また、いつも明るい笑顔であいさつし、丁寧な態度を心がけ、感謝の気持ちを忘れないことで、信頼される社協職員を目指します。

4 成長 growth

私たちは、いつでも「知る、学ぶ」ことを大切にするとともに、自己研鑽を深め、職場内及び関係者等で団結して諦めずに業務を完遂することを目指します。

5 安心 peace of mind

私たちは、心身の健康を大切に生き生きと安心して働ける職場づくりを目指します。また、職員同士コミュニケーションをとり風通しの良い職場としていきます。

4 中期ビジョン2025 全体図

5か年の目標

誰一人として取り残さない
埼玉の地域共生社会の実現

柱

推進目標

推進項目

I 地域福祉の基盤強化	1	地域福祉活動を支える人材や団体の育成・支援	1-1 小地域福祉活動・ボランティア活動への支援	1-4 こどもの居場所づくりの推進
	2	地域福祉推進の中核となる市町村社協への支援	1-2 福祉教育の地域プラットフォームの推進 1-3 地域福祉を推進する専門職の育成	1-5 社会福祉法人や企業・団体等との関係構築と社会貢献活動等の促進
II 生活支援・権利擁護機能の強化	3	生活困窮者支援の強化	2-1 市町村社協職員の人材育成支援 2-2 組織運営・基盤強化に対する支援	2-3 包括的な支援体制による地域づくりの促進 2-4 市町村社協の認知度向上
	4	権利擁護の仕組みの充実	3-1 町村部における自立相談支援の強化 3-2 生活福祉資金の貸付による経済的自立等の助長促進	3-3 教育支援資金制度の活用促進 3-4 コロナ特例貸付の未応答者等へのフォローアップ支援
III 福祉サービスの質の向上に向けた人材確保と育成	5	多様な人材確保の実現	4-1 成年後見制度等の利用促進 4-2 日常生活自立支援事業の実施体制の充実・強化	4-3 身寄りのない高齢者等を支える仕組みづくり【新規】
	6	人材育成・定着の強化	5-1 関係機関との連携強化 5-2 若者世代へ福祉の仕事魅力発信 5-3 無資格・未経験者・潜在有資格者等への働きかけ	5-4 貸付事業を通じた福祉人材の確保・定着 5-5 外国人介護人材の受入れ推進【新規】 5-6 介護現場における生産性向上に向けた取組の推進【新規】
IV 社会福祉法人や福祉施設等への支援の強化	7	社会福祉法人や福祉施設等への支援及び連携の強化	6-1 福祉現場の人材育成支援 6-2 福祉現場の人材定着支援	6-3 福祉専門職の資質向上支援 6-4 ニーズに基づく多様な研修の提供
V 災害対応の強化	8	災害時相互支援体制の構築及び発生時の対応強化	7-1 人材確保・育成・定着支援 7-2 法人機能の強化支援 7-3 種別協議会・連絡会等の取り組み支援	7-4 県域における公益的な取組の推進 7-5 市町村域における公益的な取組の支援
VI 事業展開に向けた組織基盤の強化	9	適正な組織運営	8-1 市町村社協の災害対応力強化・取組の促進 8-2 市町村社協の災害VCの運営支援	8-3 災害VC運営のためのICTの活用【新規】 8-4 関係者とのネットワーク強化
	10	組織基盤の強化	9-1 信頼される法人組織・事業運営 9-2 人材育成の強化 9-3 DX化の推進	9-4 働きやすい職場づくり 9-5 情報発信の強化 9-6 災害時の業務継続体制の整備
			10-1 コスト意識を持った予算確保・執行 10-2 新規会員の加入促進	10-3 彩の国すこやかプラザの魅力度向上

重点的な取組

この5年間で特に力を入れて取り組む内容

- こどもまんなか社会の実現に向けた支援を推進します。
- 認知症や障害のある方を含め誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう生活支援を強化します。
- 福祉人材の安定的な確保、職員の資質向上、職場定着の支援に取り組みます。

5 推進目標と推進項目

I 地域福祉の基盤強化

近年、8050問題や介護と育児のダブルケア等の既存の制度では対応できない分野をまたぐ複合的な福祉課題を抱える世帯や個人が増加しています。これらに対応するため、2020年の社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。

かつての血縁・地縁・社縁といった社会の在り方や生活の変化に伴い、支援ニーズは多様で、人と人とのつながりや支え合いの有り様を再構築する必要があります。

そのため、地域福祉推進の中核となる市町村社協への支援や、地域福祉活動を支える団体や個人を育成・支援することで、地域福祉の基盤を強化していくことが求められています。

また、国では常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組んでおり、県社協としても子どもや若者に関する取組を進める必要があります。



1 地域福祉活動を支える人材や団体の育成・支援

現状・課題

- 市町村社協と共に地区社協活動や民生委員・児童委員活動等、小地域福祉活動を基盤とした地域づくりに当たり、住民意識の変化や様々な生活・福祉課題、活動者の不足・負担の増加が課題となっています。
- ボランティア体験プログラム等、各種福祉教育の取組を通じ、福祉課題の理解促進と共生共助のための福祉意識の醸成が着実に図られている一方、市町村間で格差が生じています。
- コミュニティソーシャルワーカー等の専門職は、地域福祉活動推進の要となるため養成研修等を通じて継続的に育成・支援する必要があります。
- こどもまんなか社会の実現に向けて、更なるこどもの居場所づくりを進めるに当たり、団体相互の協力体制を築く市町村域のネットワークの構築が課題となっています。
- 埼玉県では、「埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」が行政、社協、NPO、企業、社会福祉法人等から組織されており、これらの活動と連携・協働していく必要があります。

推進項目

1-1 小地域福祉活動・ボランティア活動への支援

ボランティア・市民活動の活動者や団体への相談支援や情報発信、助成、また、ヤングケアラー支援等に取り組む活動実践者に対する研修等を行うことで、地域共生社会を支える関係者を支援していきます。

1-2 福祉教育の地域プラットフォーム※の推進

共生社会を支える心を育むため、これまでの県内の福祉教育の蓄積を継承し、複数の市町村域をカバーした地域プラットフォームを構築することで、県全体で福祉教育の質の維持と共有の強化を図ります。

※福祉課題をテーマにした学習会、障害当事者等からの情報発信、多様な関係者相互の意見交流の場。

指標 地域プラットフォーム数
0か所(2023年度末) → 5年間で 県内全10圏域(老人福祉圏域がベース)で実施

1-3 地域福祉を推進する専門職の育成

コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーターに対して研修会を実施することで、地域共生社会の実現に向け、個別支援や地域づくりを担う質の高い人材を育成します。

1-4 こどもの居場所づくりの推進

こどもの居場所団体の活性化及び市町村域のネットワークの立ち上げ・強化、困窮世帯のこどもへの支援を拡充します。また、県、市町村社協、県域のネットワーク団体、企業等との更なる協力関係を構築します。

指標 こどもの居場所団体への助成数
160団体/年(2023年度末) → 5年間で 1,000団体以上

指標 市町村域のこどもの居場所ネットワークの立ち上げ箇所
27市町村(2023年度末) → 5年間で 63市町村

1-5 社会福祉法人や企業・団体等との関係構築と社会貢献活動等の促進

市町村社協と施設等や企業・団体との関係構築を促進し、地域における複合化した福祉課題への対応力の向上を図ります。さらに県社協も埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会(以下「推進協」という。)など、様々な機関と連携し、基金への寄付や物品寄贈など、社会貢献活動を促進し、地域福祉推進の更なる支援の輪を広げます。あわせて住民への啓発も行います。

2 地域福祉推進の中核となる市町村社協への支援

現状・課題

- 市町村社協は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりの推進に当たり、地域福祉推進の中核、プラットフォーム（連携・協働の場）としての役割を担うことが求められており、専門性を備えた職員を育成する必要があります。
- 会員会費や共同募金の減収、補助金・委託費の削減、人材不足など運営上の課題が生じています。
- 重層的支援体制整備事業などの包括的支援体制づくりをはじめ、市町村社協が実施する事業推進においては地域格差が生じています。
- 市町村社協の業務は多岐にわたるため、市町村社協ごとの各種事業への取組状況や運営上の課題を把握し、個別に支援していくことが必要になります。

推進項目

2-1 市町村社協職員の人材育成支援

社協が蓄積してきた経験や専門性を継承し、地域福祉推進の中核としての役割を担うため、階層別研修や専門研修、市町村社協連絡会と協働した地域福祉推進セミナーや研究集会、社協内研修の講師派遣等を行い、市町村社協職員の資質向上を図ります。

2-2 組織運営・基盤強化に対する支援

社協発展・強化計画や中期経営計画の策定に向けた会議・研修会の実施、未策定社協への情報提供や支援を行います。また、自主財源確保の方策をはじめとする財政面や運営面等、組織や事業に関する課題・相談には、訪問や本会経営相談事業で個別対応する等、改善や基盤強化に向け伴走支援を行います。

指標

社協発展・強化計画の策定社協数
13社協（2023年度末） → 5年後に 63社協

2-3 包括的な支援体制による地域づくりの促進

複雑化・複合化した福祉ニーズに対応する包括的支援体制による地域づくりを推進するため、重層的支援体制整備事業の中核的役割、更なる多職種多機能連携、小地域における住民福祉活動の活性化等、市町村社協の強みや専門性を活かせるよう研修会等を実施します。

2-4 市町村社協の認知度向上

社協活動への協力や財源及び人材確保の一助となるよう、市町村社協が地域福祉推進の中核として担っている役割や活動を本会広報誌（S A I）やホームページ等への掲載、マスメディアを活用して、福祉関係者だけでなく広く県民や行政、企業等へ周知します。

Ⅱ

生活支援・権利擁護 機能の強化

地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制づくりが求められています。

コロナ禍では、休業等による収入の減少があり、生活に困窮する多くの世帯へ緊急に貸付を行い、生活の安定に寄与してきましたが、外国人の相談やひきこもり等の社会的なつながりを必要とする人の増加等、新たな課題として顕在化しました。昨今の物価高騰等により、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や生活福祉資金による支援が必要となっています。

また、独居の高齢者や身寄りのない人の増加により、成年後見制度や日常生活自立支援事業だけではなく、新たに身元保証等のサービス等の実施についても行政や社協への期待が高まっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活支援や権利擁護の各相談機能の強化、ネットワークによる支援体制づくりの強化が重要となっています。



3 生活困窮者支援の強化

現状・課題

- 町村部での自立相談支援事業や家計改善支援事業等を実施し、事業を開始した2015年から2023年までの新規相談受付件数累計は12,000件超となっています。複雑・多様な福祉課題を抱える世帯に対して伴走型支援を行い、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を進めています。
- 生活福祉資金の借入申込世帯は、複合的な課題を抱える場合が多いため、借入の背景にある生活課題を把握することが重要です。市町村社協、民生委員・児童委員及び生活困窮者自立支援機関等と連携しながら、必要に応じて資金貸付と相談支援を一体的に行うことで、世帯の経済的自立を促進しています。
- コロナ特例貸付における約22万件の債権のうち、約16万件は償還の履行や住民税非課税による償還免除申請等の応答債権となっている一方、約6万件は未だ償還履歴がなく、償還免除や償還猶予の申請案内にも応答のない「未応答債権」となっています。
- 支援を必要とする人を早期に把握し、適切な相談支援につなげるとともに、生活困窮者の抱える課題の複雑化・深刻化を防ぐ必要があります。

推進項目

3-1 町村部における自立相談支援の強化

様々な課題を抱えた相談者に対し、継続して伴走型の支援を行います。また、生活困窮者自立支援法改正に伴う居住に関する相談支援等の強化や各支援機関との連携を促進します。

指標 自立相談支援事業の新規相談受付件数
1,552件/年(2023年度末) → 5年間で 6,125件

3-2 生活福祉資金の貸付による経済的自立等の助長促進

低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進とともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。

3-3 教育支援資金制度の活用促進

進学を希望するこどもが経済的理由により進学を断念することがないように行政、市町村社協、学校及び学習支援事業者等と連携・協力し、様々な媒体を通じて制度を周知します。

指標 貸付件数
184件/年(2023年度末) → 5年間で 1,000件

3-4 コロナ特例貸付の未応答者等へのフォローアップ支援

昼夜の架電や戸別訪問等により、直接、未応答者や償還免除者等との接触を図り、相談支援・償還促進につなげるとともに、市町村社協と連携して家計や就業状況の改善等の自立に向けたフォローアップ支援を継続的に行います。

指標 未応答者の応答件数(償還・免除申請等を行った件数)
5年間で 3,000件以上

4 権利擁護の仕組みの充実

現状・課題

- 成年後見制度については、昨今、国において、制度の開始や終了、本人の自己決定が必要以上に制限される代理権等の在り方、後見人の交代等、多岐にわたる事項について、見直しの検討が進んでいます。
- 日常生活自立支援事業に関する相談件数は増加していますが、利用者数は横ばいの状況が続いています。本事業を運営するにあたっての財源不足や利用者宅へ訪問するなどの直接援助を担う生活支援員の不足等が主な理由となっています。
- 居住地に関わりなく必要な権利擁護支援を受けられるよう、市町村社協における法人後見の実施体制を整備する必要があります。また、権利擁護支援の担い手確保や地域連携ネットワークの構築において中心的な役割を果たす中核機関の設置を促進する必要があります。さらに、市町村社協が受託した中核機関の機能強化を図ることも求められています。
- 認知症高齢者や障害者及びその家族からの生活相談や職場における障害者虐待や障害者差別解消に係る相談に適切に対応するため、相談員の質の向上と地域の相談援助機関等との連携強化が重要です。
- 身寄りのない高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う「高齢者等終身サポート事業」については、今後、需要の更なる増加が見込まれるため、安心して利用できる体制の整備が求められています。

推進項目

4-1 成年後見制度等の利用促進

市町村社協における法人後見の実施や中核機関の受託等、地域連携ネットワークの構築において中心的な役割を担えるよう機能の強化を支援するとともに、市民後見人や法人後見実施団体の新規参入等の担い手確保のための取組を行います。

指標	市町村社協の法人後見体制整備数 41社協（2023年度末） → 5年後に 50社協以上
指標	中核機関の市町村社協受託数 29社協（2023年度末） → 5年後に 40社協

4-2 日常生活自立支援事業の実施体制の充実・強化

持続可能な制度となるよう、社会情勢や福祉サービスの拡充に合わせた実施体制の見直し、生活支援員の確保等を進めます。

4-3 身寄りのない高齢者等を支える仕組みづくり【新規】

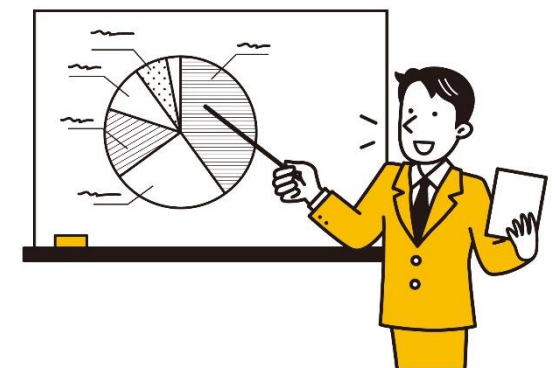
市町村社協や関係団体等と連携し、支援体制の構築を図ります。

Ⅲ

福祉サービスの質の向上 に向けた人材確保と育成

福祉人材の確保は喫緊の課題です。そのため、無資格・未経験者、外国人等、多様な人材の受け入れとともに、介護福祉士や保育士等の有資格者の再就職支援も必要となっています。

また、労働力人口の減少により他産業との人材獲得競争も激しくなっており、限られた人材でサービスの質や安全を担保していくためには、これまで以上に職員の定着や育成も重要となっています。



5 多様な人材確保の実現

現状・課題

- 福祉人材センター及び保育士・保育園支援センターの求職登録者数や採用者数は減少傾向となっています。各事業を通じて採用者数等の増加を図る必要があります。
- 将来の福祉人材確保のため、中高生等に対しても、福祉の仕事の魅力発信等の取組が必要となっています。あわせて、介護助手等を含めた多様な働き方の導入や外国人介護人材の確保を進める必要があります。
- 令和5年度の介護労働安定センターの調査によると、県内の介護事業所において、「外国人を雇用しているが、今後も採用したい」が約77%、「雇用していないが、採用意向がある」が約44%となっているものの、実際どのように外国人を受け入れればよいか分からないという事業所が多い状況があります。
- 人材の確保と定着を図り、あわせて介護サービスの質を担保するには、働きやすい職場環境を整備するとともに、介護ロボット等のテクノロジーを活用した業務改善や効率化等を行う「生産性向上」の取組促進が必要となります。

推進項目

5-1 関係機関との連携強化

積極的な事業所訪問を通じて、事業所が求めている人材像等の情報収集を行うとともに、種別協議会や市町村社協、ハローワーク、教育委員会等の多様な関係機関と連携し、県内事業所の人材確保・定着・育成力の向上を図ります。

5-2 若者世代へ福祉の仕事魅力発信

小・中・高校、大学（専門校）等の若者に対し福祉教育の視点をもって、それぞれの世代に応じた福祉の仕事の魅力、やりがいを伝えることで、福祉分野への就職意向や意識の醸成を図ります。

5-3 無資格・未経験者・潜在有資格者への働きかけ

シニア層や子育て世代、未経験者、潜在有資格者等、多様な人材の参入を促すため、福祉の仕事の魅力発信をするとともに、就職に向けて支援をします。事業所へは、受け入れ促進に向け多様な働き方ができるよう支援を行います。

推進項目 5-1～5-3

指標	採用者数 1,013名/年（2023年度末） → 5年間で 6,000名
指標	新規求職登録者数 2,381名/年（2023年度末） → 5年間で 12,750名
指標	福祉の魅力PR活動の回数（出張介護授業、ハローワーク移動相談会等） 154回/年（2023年度末） → 5年間で 1,000回

5-4 貸付事業を通じた福祉人材の確保・定着

介護福祉士・保育士の修学費用や、初めて介護や保育の仕事等に就く方への就職費用、潜在有資格者の復職費用について、一定期間、業務に従事すると返済が免除になる貸付制度を活用し、県内の福祉人材の確保と定着を図ります。

指標	介護福祉士確保のための貸付件数 243名/年（2023年度末） → 5年間で 1,800名
指標	保育士確保のための貸付件数 883名/年（2023年度末） → 5年間で 4,700名
指標	指定業務に一定期間従事して免除に至った貸付件数 798名/年（2023年度末） → 5年間で 5,600名

5-5 外国人介護人材の受入れ推進【新規】

外国人支援機関、種別協議会等との連携体制を構築し、外国人介護人材受入や定着の環境整備等の推進を図ります。

5-6 介護現場における生産性向上に向けた取組の推進【新規】

柔軟な勤務形態の設定等、多様な働き方の受入れ体制の整備や介護ロボットの導入等、事業・運営の効率化に向け好事例となる取組情報を収集し、各種研修や相談機会を通じ周知を図ります。

6 人材育成・定着の強化

現状・課題

- 職員のスキルアップの機会が求められており、専門職の資質向上に向けて、種別・職種・階層等の対象別や様々なテーマ別の研修事業を展開しています。
- 一法人一施設や個人事業所のような小規模事業所では、費用面や人員体制の問題から、職員を頻繁に研修に参加させることは難しくなっています。
- 介護人材不足の影響から、シニア層や外国人、無資格者の雇用が増加し、職場内での知識や技術の共有・向上及び連携が重要になっています。
- 介護支援専門員の成り手の減少が続いており、将来的に深刻な人材不足が危惧されています。
- 障害者の意思決定の支援が重要となっており、特に強度行動障害を有する者の支援では、中核的人材の養成が求められています。

推進項目

6-1 福祉現場の人材育成支援

キャリアアップを図る研修や福祉サービスの質の向上を目的とした研修等を実施します。

6-2 福祉現場の人材定着支援

福祉人材センターであっせんした就職者のアフターフォローをきめ細かく行い、施設等での人材定着の強化を図ります。働きやすい職場づくりに向けて、組織基盤の強化を目的とした研修やDX推進を含む最新情報を発信する研修等を実施します。

6-3 福祉専門職の資質向上支援

福祉サービスの要となる介護支援専門員や強度行動障害支援者等の福祉専門職の更なる資質向上を図ります。

6-4 ニーズに基づく多様な研修の提供

施設等のニーズを把握し、福祉現場が必要としている研修に重点を置き、研修管理システムが利用しやすくなるよう更なる見直しを行います。あわせて集合、オンライン、動画配信等の様々な方法を用いて、研修の活用を促進します。

推進項目 6-1～6-4

指標	研修参加事業所数 延べ5,207事業所/年(2023年度末) → 5年間で延べ26,500事業所
指標	福祉施設対象研修満足度 毎年90%以上

IV

社会福祉法人や福祉施設等への支援の強化

福祉サービスの質の向上及び福祉現場の人材確保・定着・育成は最重要課題となっています。業界イメージの効果的な広報戦略や、介護ロボットやICTの導入による生産性の向上、次世代リーダーの育成等に取り組む必要があります。

社会福祉法人においては、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の責務が求められています。

県社協では、経営や会計・税務等に関する相談を受け付ける経営指導事業の実施や各種別協議会と連携して、福祉サービスの質の向上及び法人運営の支援を進めてきました。

また、推進協を設置して、県域での公益的な取組を進めてきました。社会福祉法人において、更なる取組を強化するには、各法人への一層の意識醸成等が求められています。



7 社会福祉法人や福祉施設等への支援及び連携の強化

現状・課題

- 施設等においては、人材不足による業務負担の増大、職員が孤立することにより起こる不適切な処遇等、運営上の様々な問題が起こっています。
- 経営指導事業では施設等におけるカスタマーハラスメントの相談が増加傾向にあり、内容も複雑化・困難化しており、施設等での対応に苦慮している状況が顕在化してきました。
- 推進協では、相談支援（彩の国あんしんセーフティネット事業）や就労支援、こども服の無償提供（衣類バンク事業）等を実施しており、相談支援における現物給付額が累計で8,000万円を超えるなど、制度の狭間の支援として大きな役割を果たしています。
- 推進協や埼玉県社会福祉法人経営者協議会とともに、「県域」「市町村域」「各法人」の3層で、多層的な「地域における公益的な取組」が推進されるよう実情に応じた支援が求められています。

推進項目

7-1 人材確保・育成・定着支援

生産性向上やICT化・DX推進、視察研修等への取組に対し施設等へ助成をすることで、職員の育成や定着を支援します。また、魅力ある職場、働きやすい職場等のポジティブイメージを発信・拡散することで、多様な人材の参入を促進し、人材確保につなげます。

7-2 法人機能の強化支援

複雑化・困難化する相談に対応するため、引き続き経営指導事業を通じて支援していきます。また、次世代リーダーの育成にも継続して取り組みます。

指標 経営相談件数
203件/年（2023年度末） → 240件/年（5か年平均）

7-3 種別協議会・連絡会等の取り組み支援

人材不足等の各種別協議会として取り組むべき課題への対応や利用者支援について、研修や施設見学会を通じて施設等の職員が共に学べるよう事務局の立場で支援します。また、顔の見える関係づくりを支援することで有事の際の施設間の協力体制の構築を支援します。

7-4 県域における公益的な取組の推進

推進協事業の意義・効果を広くPRし、県域ネットワークの強化を図ります。また、彩の国あんしんセーフティネット事業担当相談員等の研修の充実や相談員同士の情報共有の場を設けることで、相談員等の資質向上を図り、安定的かつ円滑な相談支援を実施できる体制を整えます。

指標 セーフティネット相談支援件数
427件/年（2023年度末） → 5年間で 2,350件

指標 衣類バンク支援件数
1,588件/年（2023年度末） → 5年間で 8,500件

7-5 市町村域における公益的な取組の支援

地域に欠かせない法人を目指し、多様な地域ニーズに対応した公益的な取組の推進を支援します。複数の法人による連携により、市町村域での取組に繋がります。

指標 市町村域における公益的な取組への助成数
1団体（2023年度末） → 5年間で 15団体

V 災害対応の強化

県内に記録的な大雨と被害をもたらした令和元年台風19号を始め、近年、災害が激甚化・頻発化しています。

令和6年能登半島地震においては、現地の災害VCへ全国から社協職員を派遣するなどの支援が行われました。さらに福祉専門職、いわゆるDWA Tチーム員や施設職員の派遣も行われました。

社協は、地域を基礎に活動し、日常的に住民と接していることから、生活再建に向け継続的な生活支援が求められています。

災害支援の体制整備とともに、社協や施設の災害対応力の向上を図る研修の実施も必要です。



8 災害時相互支援体制の構築及び発生時の対応強化

現状・課題

- 災害V C活動支援においては、社協ネットワークによる段階的支援が想定されています。第1段階として当該市町村社協による対応が必要とされますが、各地域により様々な状況があり、格差が生じています。
- 広域災害が想定される中で、市町村社協、県内関係団体（ボランティア団体、NPO、日本青年会議所、企業等）、県外都道府県社協等、多様なネットワークの構築が必要となっています。
- 災害対応業務は特定の職員に偏りがちであり、社協職員全体への災害時対応力強化のためには、マニュアルの定期的な更新、研修動画による基礎知識の習得、ICT活用による災害V C運営の平準化と効率化が必要です。
- 災害時において福祉施設間の相互応援体制が求められており、体制構築にあたっては種別協議会の役割が重要となっています。
- DWATのチーム員のさらなる養成や現地でのスムーズな活動を支援するため研修の一層の充実が求められています。
- 近年の能登半島地震などでは、「災害関連死」が多く発生し注目されており、内閣府では、災害ケースマネジメント※の重要性を指摘しています。災害V Cの運営と共に、社協として考えていかなければならない課題です。

※被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組。

出典：内閣府 防災情報のページ

推進項目

8-1 市町村社協の災害対応力強化・取組の促進

市町村社協における災害V Cの立ち上げ訓練等を推進・支援するとともに、市町村社協を対象とした研修の実施や市町村社協相互の災害備蓄情報の共有、さらには被災地へのボランティア派遣の支援を行います。

指標 災害V C立ち上げ訓練等の実施
県内市町村社協が年1回実施

8-2 市町村社協の災害V Cの運営支援

日頃から市町村社協との連携を強化して、災害初動期から災害V Cが迅速に運営できるよう災害V C支援チームとともに支援します。

8-3 災害V C運営のためのICTの活用【新規】

災害V C運営による災害支援を効率的に行うため、新たなシステムの活用を検討します。市町村社協にシステム活用推進者の配置を促し、効果的な連携方法を確立します。

8-4 関係者とのネットワーク強化

災害V C運営支援ネットワーク会議の実施や彩の国会議との連携、近隣都県社協との情報共有により、社協、県、災害NPO等と平時からの関係を築きます。また、種別協議会からの被災情報について収集体制を構築するとともに、DWATの機能強化の訓練に協力します。

VI

事業展開に向けた 組織基盤の強化

社協を含む社会福祉法人には、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化が求められており、地域における公益的な取組を実施する責務があります。

一方、人件費や物価高騰が続いており、安定的な組織運営のためには、基盤を強化する必要があります。



9 適正な組織運営

現状・課題

- 関係機関や住民からのニーズを踏まえて県内地域福祉の推進を図るため、理事会・評議員会で協議の上、様々な事業に取り組んでいます。
- 福祉課題が複雑化、多様化し、かつ新たな課題も生じている状況下で、職員の能力や専門性の一層の向上を目指すとともに、職員の定着を図ることが重要です。
- 災害が激甚化・頻発化しており県内での被災に備えるため、災害基本行動マニュアルの周知徹底や研修を通じて業務継続の体制整備を図る必要があります。

推進項目

9-1 信頼される法人組織・事業運営

住民や関係団体、理事・監事及び評議員等からの信頼を得て、中期ビジョンに基づく事業の実施や組織運営を行っていきます。

9-2 人材育成の強化

職員に対し、OJT、OFF-JTにより有効な研修受講の機会を提供します。OJTでは行動基準を基に本会職員に求められる振る舞い、取組姿勢等の学びを深めていきます。OFF-JTでは階層別、専門分野別、課題別に実施し、本会職員として必要な知識・技術の向上を図ります。

9-3 DX化の推進

ICTを活用した事務の効率化や利便性向上を目指します。特に、電子決裁の導入によりペーパーレス化を推進します。あわせて職員に対し情報リテラシーの向上を図ります。

指標 用紙使用枚数
2023年度対比 50%削減

9-4 働きやすい職場づくり

電子決裁やペーパーレス化を図ることにより、時間外勤務の削減やテレワークをしやすい環境づくりを図ります。また、休みを取得しやすい風土・雰囲気づくりを徹底することで、年次有休休暇や看護休暇等の取得も促進していきます。

指標 時間外勤務時間
毎年、前年度比減

指標 年次有給休暇取得日数
10日/年(2023年度末) → 5年間 平均12日/年

9-5 情報発信の強化

伝えたい情報と必要とされる情報を区別した上で、広報媒体を使い分けるなど工夫し、効果的に情報を発信してまいります。

9-6 災害時の業務継続体制の整備

県内が被災した場合を想定して、業務継続体制について適宜、検証・見直しを行います。組織全体として、災害対応及び早期の業務体制の復旧に当たれるよう準備を徹底していきます。

10 組織基盤の強化

現状・課題

- 人件費の負担増や物価高騰の中、安定的な運営を進める必要があり、収支バランスを改善していくことが喫緊の課題です。
- 県補助・委託事業や共同募金配分金事業等、財源の減少傾向が続いている中、自主財源の確保に向け、会員数や寄付金の増加の取組が必要です。

推進項目

10-1 コスト意識を持った予算確保・執行

限られた予算や人員の中で効率的な事業を展開するために、事業のスクラップアンドビルドの徹底や実績に基づいた予算確保を行うとともに、各職員がコスト意識を常に高く持ちながら事務の見直しや事業の執行管理を行うことで経費の節減を行います。

10-2 新規会員の加入促進

SNSやイベント等を活用して県社協の周知をより一層図るとともに、これまでつながりの薄かった業者や団体等に対して積極的に訪問や案内を送付するなど県社協への理解を促進することで会費の増収につなげます。

指標 賛助会員数
99個人・団体（2023年度末） → 5年後に 200個人・団体

10-3 彩の国すこやかプラザの魅力度向上

社会福祉の活動拠点である彩の国すこやかプラザの機能を一層強化し、福祉関係者への情報発信や活動支援を的確に行うとともに、研修センターや介護すまいる館の機能の充実を進めます。あわせて放課後のこども達が集える場の提供等、地域に開かれた施設運営を目指します。



埼玉県社会福祉協議会 中期ビジョン2025

発行日 令和7年4月

発行者 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号

彩の国すこやかプラザ内

電話 048-822-1191 Fax 048-822-3078

<https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>

